

大阪府監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成28年6月30日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	土井	達也

委員意見に対する措置

（学校運営経費の把握と活用）

監査対象機関名	大阪府教育委員会事務局（教育総務企画課、教育振興室高等学校課）	
監査実施年月日	委員 平成23年8月24日 事務局 平成23年5月30日から同年7月27日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>（学校運営経費の把握と活用について）</p> <p>(1) 府立学校ごとの運営経費を教育委員会事務局が計算・公表している「学校運営経費票」の人件費数値が、167校中100校において誤ったまま公表されていた。今後、経費等の把握は、「学校運営経費表」から「新公会計制度の財務諸表」に移行し、会計局が人件費数値を算出することとなるが、同様の誤りが起こらないよう教育委員会事務局としても十分留意されたい。</p> <p>(2) 「学校運営経費表」の人件費数値には、一見して明らかな誤りが含まれていたにもかかわらず、教育委員会事務局、学校ともに気づかなかつたことからすれば、当該数値がこれまであまり利用</p>	<p>（学校運営経費票の誤りの防止について）</p> <p>平成25年4月12日措置報告済</p> <p>（新公会計制度の財務諸表の活用について）</p> <p>新公会計制度の財務諸表の活用については、全庁的には会計局実施の研修において財務諸表の分析に関する資料が示され、これを受けて教育委員会事務局においても、財務諸表の活用を検討し、「学校運営経費票」の作成に活用することとした。</p> <p>新公会計制度導入前は、関係部署から人件費や管理運営に係る経費データを集める必要があったため、毎年、関係部署を集めたデータ収集に係る趣旨説明会議や、集めたデータのとりまとめ作業が必要であ</p>

されてこなかったと推測される。

今後、「新公会計制度の財務諸表」について利活用の具体的方策を検討し、周知することにより、教育委員会事務局、学校、生徒・保護者等が学校ごとの財務数値を把握し学校運営に活かすように努められたい。

った。

新公会計制度導入後は、財務諸表のデータを活用することによって、データ作成に係る手作業が減り、より誤りの生じにくい形で学校運営経費票の元となるデータを得られるようになった。また、データ収集の際に行っていた趣旨説明のための会議も不要となり、全体として効率化を図ることができた。

また、教職員や生徒・保護者等が各校の財務数値をこれまで以上に把握しやすくなるよう、各校のウェブページにも学校運営経費票のリンクを掲載することとし、全府立学校に平成27年5月19日付け「『府立学校運営経費票』の周知について」を通知するとともに個別に説明・相談を行い、全府立学校のウェブページにリンクを掲載した。